小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第７２号

大阪府柏原市旭ケ丘２丁目11番３号
再生債務者　元田　秀幸
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成26年２月28日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第４号

新潟市秋葉区善道町１丁目２番10号
再生債務者　佐藤　直城
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年３月28日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月11日から平成26年５月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（再ロ）第１号

福島県相馬市黒木字町65番地
再生債務者　鎌田　保子
1　決定年月日時　平成26年３月３日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年３月31日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月14日から平成26年４月28日まで
福島地方裁判所相馬支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第７号

福岡市博多区美野島２丁目２番19―406号
再生債務者　岩上　重喜
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年２月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年３月17日まで
平成26年２月24日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第４０号

京都市右京区西京極橋詰町25番地10
再生債務者　中野　大輔
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年２月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年３月24日まで
平成26年３月３日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２２年（再ロ）第４１号

京都市右京区西京極橋詰町25番地10
再生債務者　中野　裕子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年２月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年３月24日まで
平成26年３月３日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２４年（再ロ）第１１号

広島市西区庚午北４丁目３番22―303号
再生債務者　花房千代美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年１月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年３月28日まで
平成26年２月28日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（再ロ）第１１号

札幌市豊平区豊平４条２丁目２番１―406号
再生債務者　坂下　浩章
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年２月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年３月31日まで
平成26年３月３日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第４号

愛媛県新居浜市河内町３番14号　ユーポジャスティス102号
再生債務者　髙橋真奈美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月３日　松山地方裁判所西条支部

平成２５年（再ロ）第１０００４号

栃木県宇都宮市長岡町1215番地17
再生債務者　伴　真浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月３日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２５年（再ロ）第３号

静岡県沼津市今沢545番地の４　県営今沢団地Ｋ14―106
再生債務者　佐藤　正
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年２月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月28日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

給与所得者等再生による再生計画不認可

平成２５年（再ロ）第３号

福岡県京都郡苅田町与原2270　白石ユースハウスＢ204北
再生債務者　内田　伸也
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成25年11月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法241条２項１号に定める事由がある。
平成26年３月３日
福岡地方裁判所行橋支部再生係

会社公告

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年三月十一日
千葉県柏市篠籠田一三二番地一九
合同会社エス・ジー
代表社員　梶谷　勤

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年三月十一日
千葉県銚子市芦崎町三五五番地
合同会社フォトブーケ
代表社員　宮内　武文

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年四月三十日であり、組織変更後の商号は株式会社国際機械工具商行とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年三月十一日
東京都大田区羽田一丁目三番七―一〇一号
合資会社國際機械工具商行
代表社員　松本　秀之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年三月十一日
東京都町田市中町一丁目一八番一八号
合名会社藤宮木材商店
社員　宮川　泰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年三月十一日
神奈川県横浜市南区山王町二丁目二二番地
合資会社鈴木商店
代表社員　鈴木　俊雄